



ISHIZUCHI

共済だより

1

令和3年(2021)

Vol.312



おくび
▲ 尾首の池(内子町提供)

CONTENTS

年頭のごあいさつ	2
新組合会議員と役員のご紹介	3
令和元年度の医療費について	
令和2年度上半期の医療費の状況	4
交通事故に遭遇してしまったら?	5
医療費のお知らせを活用した医療費控除について	
こころとからだの健康相談	6
特定健康診査・特定保健指導の実施状況	
受診券又は利用券が届いた家族の皆様へ	7

保健課からのお知らせ	8
生活習慣病予防に!ながらゆるトレ	9
標準報酬月額Q&A	10
オンライン資格確認が始まります	12
入学・修学貸付のご案内	13
えひめ共済会館のコロナウイルス対策	14
ベストマッチ食材でヘルシークッキング	
「かきと根菜のねぎみそ焼き」	15

愛媛県市町村職員共済組合

<http://www.ehime-kyosai.jp/>

—ご家族でご覧ください—



年頭のごあいさつ



理事長

武智 邦典

新年明けましておめでとうございます。
組合員の皆さまには、お健やかで輝かしい令和3年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本組合の事業運営について、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月1日の任期満了に伴う役員選挙において理事長にご推挙をいただき、その重責を担うこととなりました。今日の共済組合を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、組合員、ご家族の皆さまの福祉の向上、共済組合制度の充実発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組み所存であります。

さて、本組合の短期給付財政につきましては、高齢者医療制度への納付金・支援金等の負担割合が総支出の4割から5割程度を占めることが多くな

ており、将来に亘って安定的な財政運営をするためには、高齢者医療制度への負担が大きく増減した場合においても、短期財源率を大幅に変更することなく対応できるように積立金を一定額積み増していくことが必要であると考えております。

また、組合員及びご家族の皆さまの健康の保持増進のため、特定健康診査、人間ドック利用助成及びがん検診補助等の予防健診事業を推進し、疾病の早期発見や健診データを活用した受診勧奨、また、丁寧な保健指導による重症化予防などにさらに積極的に取り組むこととします。

更に、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向け、医療保険者として必要な事務処理等について、迅速かつ適正に対応してまいります。

一方、公的年金制度につきましても、

令和元年財政検証結果を踏まえた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に公布され、短時間労働者非常勤職員の被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し及び年金受給開始時期の選択肢の拡大などが順次施行されてまいります。これらの改正は、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的としたものですので、引き続き、それぞれの改正がもたらす影響や結果を検証していくことが重要であると考えます。

本組合福祉施設「えひめ共済会館」につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい運営状況におかれています。当会館は、和洋宿泊室、共同浴場、大小様々な会議室を保有し、GOTOトラベル事業指定施設として、感染症対策を十分に行っております。ご家族、ご友人との1泊2食付き宿泊プラン、三密を回避しての会議や少人数でのご宴会など、お客様のご要望にお応えできる体制が整っておりますので、組合員及びご家族の皆さまのご利用を心からお待ちしております。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役員一同、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努

力を尽くしてまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆さま方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長	武智 邦典 (伊予市)
理事	加藤 章 (東温市)
〃	管家 一夫 (西予市)
〃	久保 竜児 (伊予市)
〃	山内 貴志 (新居浜市)
〃	井関 文彦 (松山市)
〃	石川 勝行 (新居浜市)
〃	篠原 実 (四国中央市)
〃	坂本 浩 (松野町)
〃	三谷 仁 (今治市)
〃	上本 隆弘 (砥部町)
〃	西尾 祥之 (宇和島市)
〃	河野 忠康 (久万高原町)
〃	黒井 俊博 (宇和島市)
〃	原田 満範 (公認会計士)
事務局長	玉井 信正
外職員	一同

新組合会議員と 役員のご紹介

◆理事長に

武智 邦典氏選出

令和2年11月13日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月1日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事員協議会及び第203回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さまには、令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間で、共済組合の運営を担っていただくこととなります。



職員側

市町村長側



理事

久保 竜児
(伊予市総務部総務課 第2区)



理事長

武智 邦典
(伊予市長 第2区)



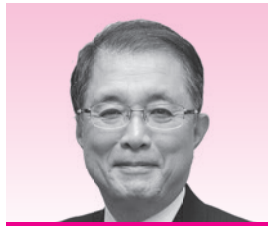
理事

井関 文彦
(松山市環境部清掃課 第2区)



理事

山内 貴志
(新居浜市建設部用地課 第1区)



理事

管家 一夫
(西予市長 第3区)



理事長職務代理者

加藤 章
(東温市長 第2区)



議員

三谷 仁
(今治市水道部水道工務課 第1区)



監事

黒井 俊博
(宇和島市市民環境部納税課 第3区)



議員

石川 勝行
(新居浜市長 第1区)



監事

河野 忠康
(久万高原町長 第2区)



議員

西尾 祥之
(宇和島市教育委員会生涯学習課 第3区)



議員

上本 隆弘
(砥部町学校教育課 第2区)



議員

坂本 浩
(松野町長 第3区)



議員

篠原 実
(四国中央市長 第1区)

全国との比較

令和元年度

医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・

1人当たり医療費

令和2年度

短期財源率・平均標準報酬月額

令和元年度の組合員医療費及び令和元年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素のうち、「受診率」は前年度と比べて2.07ポイント増加し、「1件当たり日数」は0.03日減少しました。「1日当たり金額」については、前年度より282円増加して7,163円となり、都道府県別の高い順で19位(前年度27位)と全国平均より高い状態となっています。

また、「組合員1人当たり金額」は、前年度より5,768円増加して115,556円(23位)となっており、全国平均114,570円より986円高い額となっています。

「短期財源率」は、前年度94.18%(22位)でしたが、高齢者医療制度に係る拠出金等が昨年度より増加したことで、2.52%増加して96.70%(13位)となりました。全国平均(93.86%)と比べても、2.84%高くなっています。短期経理財政は厳しい状況が続いていますので、限りある医療資源と財源を持続的に有効活用していくため、皆さまには、普段からの健康管理の心がけや、ジェネリック医薬品の使用などのご協力をお願いします。

●短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (令和2年度 単位:%) (対標準報酬)		平均標準報酬月額 (令和2年3月末現在 単位:円)	
1 鹿児島	116.78	1 神奈川	435,623
2 沖縄	111.16	2 東京	428,661
3 熊本	110.66	3 大阪	425,416
4 佐賀	110.28	4 兵庫	423,461
5 奈良	103.80	5 静岡	413,888
6 山口	103.00	6 千葉	409,940
7 岩手	98.00	7 滋賀	407,171
8 高知	97.90	8 埼玉	406,168
9 福岡	97.74	9 京都	403,332
10 大阪	97.00	10 広島	401,163
13 愛媛	96.70	32 愛媛	381,899
38 長崎	88.08	38 岩手	377,791
39 福井	88.00	39 長野	377,786
40 茨城	87.20	40 佐賀	376,745
41 静岡	85.50	41 新潟	376,627
42 千葉	84.00	42 熊本	376,385
43 神奈川	84.00	43 宮城	373,300
44 埼玉	83.60	44 鳥取	368,252
45 愛知	83.20	45 福井	368,056
46 富山	81.76	46 高知	362,638
47 東京	79.00	47 沖縄	359,010
平均	93.86	平均	389,946

●組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (令和元年度 単位:%) (1か月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (令和元年度 単位:日)		1日当たり金額 (令和元年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (令和元年度 単位:円)	
1 大阪	76.71	1 福岡	1.71	1 北海道	8,489	1 奈良	128,036
2 徳島	76.01	2 大阪	1.71	2 石川	7,924	2 徳島	127,573
3 東京	74.02	3 佐賀	1.67	3 島根	7,650	3 大阪	126,193
4 奈良	73.71	4 大分	1.66	4 福井	7,627	4 熊本	124,037
5 佐賀	73.71	5 鹿児島	1.65	5 沖縄	7,587	5 山口	122,452
6 三重	73.32	6 埼玉	1.65	6 宮崎	7,562	6 佐賀	122,168
7 福岡	72.98	7 長崎	1.62	7 奈良	7,552	7 広島	121,654
8 和歌山	72.61	8 奈良	1.61	8 熊本	7,502	8 北海道	121,138
9 香川	71.84	9 和歌山	1.60	9 山口	7,451	9 鹿児島	120,661
10 兵庫	71.67	10 東京	1.59	10 岩手	7,388	10 長崎	119,476
15 愛媛	69.86	35 愛媛	1.53	19 愛媛	7,163	23 愛媛	115,556
38 宮崎	66.04	38 岡山	1.52	38 三重	6,636	38 長野	108,392
39 群馬	65.96	39 宮城	1.51	39 岐阜	6,583	39 山形	107,449
40 静岡	65.92	40 岩手	1.51	40 千葉	6,551	40 山梨	107,179
41 青森	65.25	41 三重	1.51	41 愛知	6,547	41 鳥取	106,084
42 富山	65.23	42 福島	1.50	42 新潟	6,481	42 新潟	105,938
43 沖縄	64.09	43 鳥取	1.49	43 大阪	6,475	43 富山	105,000
44 長野	63.74	44 秋田	1.49	44 東京	6,435	44 静岡	104,830
45 福井	63.55	45 新潟	1.48	45 佐賀	6,377	45 岐阜	104,763
46 石川	61.71	46 島根	1.47	46 神奈川	6,312	46 愛知	102,878
47 北海道	59.58	47 山形	1.47	47 埼玉	6,296	47 群馬	100,565
平均	68.71	平均	1.57	平均	7,046	平均	114,570

組合員は入院医療費が大幅な増加
被扶養者は入院・外来・歯科の医療費の全てが減少

令和2年度 上半期の医療費の状況

組合員

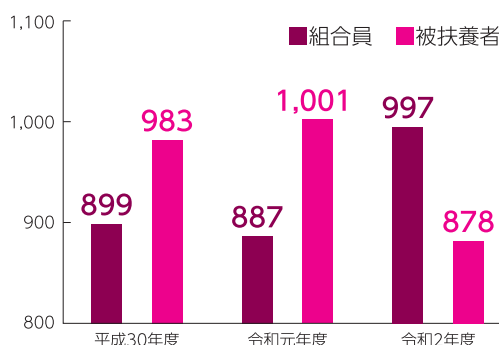
組合員は、入院医療費が前年度より約1億405万円(42.78%)増加しています。外来医療費は減少しましたが、歯科は増加しており、全体では約1億976万円(12.37%)増加しています。

被扶養者

被扶養者は、入院・外来・歯科の医療費が全て前年度から減少しました。全体では前年度より約1億2,223万円(12.22%)減少しています。

■上半期の医療費

(単位:百万円)



交通事故による治療で 組合員証等を使用する場合には 共済組合へ届出が必要です!

交通事故により医療機関を受診する場合、原則としてその相手方(加害者)がその傷病にかかる損害を負担することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)は使用できません。しかし、このようなときでも、公務外である場合は、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証等を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(又は加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

組合員証等を使用する場合は、必ず共済組合に連絡をするとともに、「損害賠償申告書」、「交通事故証明書」などの必要書類の提出をお願いします。



交通事故に遭ってしまったら

- 相手の氏名、住所、電話番号、免許証番号、車検証、自動車の持ち主の氏名(営業車の場合は会社名、所在地)を確認しましょう。
- 小さな事故でも必ず警察に届け出ましょう。
- 軽いケガでも医師の診断を受けましょう。
- 病院の窓口では、交通事故による負傷であることを伝えましょう。
- 組合員証等を使って治療するときは、共済組合にすぐに連絡しましょう。
- 被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。

医療費の適正な支出のため、調査に該当された皆さまにはご協力をお願いします。

確定申告における、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用した医療費控除申告について

これまで、組合員の皆さまが確定申告で医療費控除の申請をする際には、医療機関等から発行された領収書を保管しておき、確定申告書等と一緒に提出する必要がありましたが、平成29年分の確定申告(平成30年1月1日以降の提出)から、その領収書に代えて共済組合が発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を使用することができるようになりました。ただし、**医療費通知の記載内容の確認ができるよう、領収書は捨てずに大切に保管してください。**

なお、本組合では、組合員とその被扶養者をまとめて通知しておりますが、個人情報の取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法律では本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて医療費通知を送付させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

令和2年分の医療費通知の配付は、次のとおりです。

第1回目(配付済)

【配付時期】令和2年11月下旬
【対象診療月】令和2年1月～6月診療分

第2回目

【配付予定時期】令和3年3月中旬
【対象診療月】令和2年7月～12月診療分

令和2年7月～12月診療分は、医療費通知の基となる診療報酬明細書が医療機関から診療月の2、3か月後に共済組合に届くため、令和3年3月中旬の配付予定となり、確定申告の手続きに間に合わない可能性があります。その場合は、申請していただくことによりその時点で作成可能な月分までの医療費通知を発行しますので、希望する方は組合ホームページから「医療費通知書発行申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、本組合まで申請してください。

なお、確定申告に関する内容については、国税庁のホームページで確認又は税務署にお問い合わせください。

医療費通知に関する問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎ 089(945)6313

令和元年度 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

—特定保健指導終了率は目標達成!!—

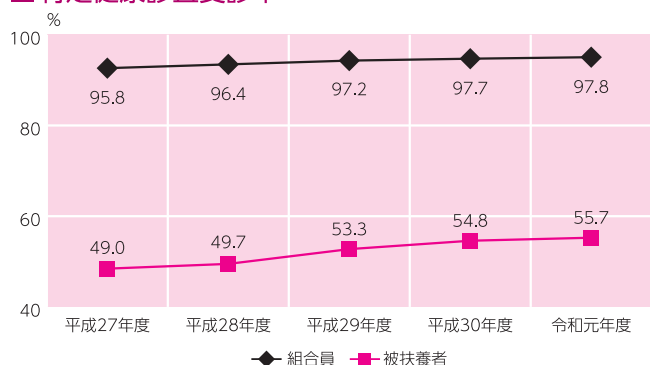
令和元年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

特定健康診査の受診率は、組合員、被扶養者ともに昨年を上回り、全体の受診率は、過去最高の**86.9%**となりました。ただし、国から定められている目標値(90%)まであと約3%引き上げる必要があります。

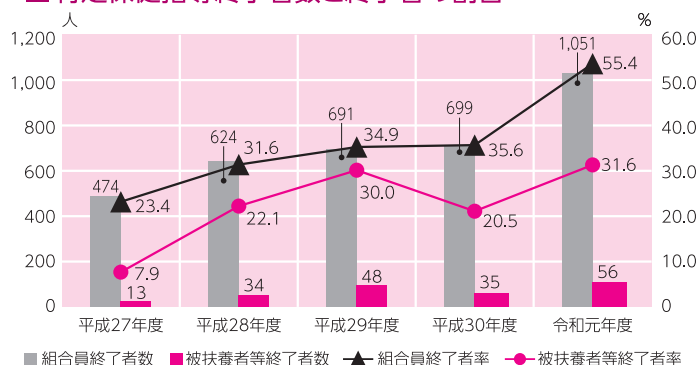
特定保健指導の終了率は、一部の人間ドック等健診機関において、令和元年度から積極的支援に該当した方も健診当日に保健指導を利用できるようになったことなどから、昨年を大きく上回り、過去最高の**53.4%**となっています。こちらは国の目標値(45%)を約8%上回ることができました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度
特定健康診査受診率	82.4%	83.7%	85.3%	86.3%	86.9%	～	90%以上
特定保健指導終了率	22.3%	31.0%	34.5%	34.3%	53.4%	～	45%以上

■ 特定健康診査受診率



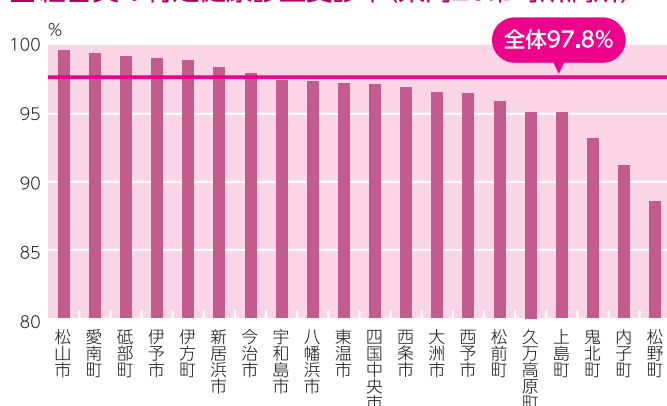
■ 特定保健指導終了者数と終了者の割合



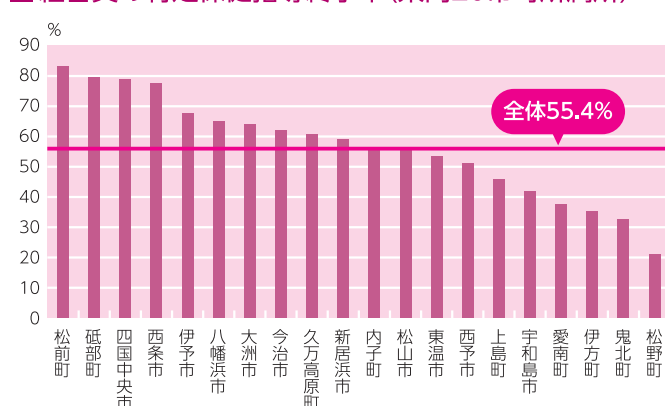
平成30年度から令和5年度までの6年間を、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施期間として、各保険者が事業に取り組むこととなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各事業に影響がでていますが、引き続き、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

■ 組合員の特定健康診査受診率(県内20市町所属所)



■ 組合員の特定保健指導終了率(県内20市町所属所)



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた家族(被扶養者)の皆様へ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(1,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問表)
- ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方

詳しくは、共済だより「石鎚」7月号(Vol.310)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

保健課からのお知らせ

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成について、令和2年3月31日をもって廃止しました。

ただし、令和2年3月31日までに下表の利用条件に該当していた組合員は、令和3年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	①結婚1年未満の者 ②結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に無料で1泊できる(2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

福祉施設利用助成対象施設について、令和2年4月1日から見直しました。見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

なお、**公務出張により宿泊料が支給される場合は、助成の対象外**となります。福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページ(右のQRコードからアクセスできます)でご確認ください。(http://www.ehime-kyosai.jp/s_map/index.html)



区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。(連泊は7日まで)	1人1泊1,000円

人間ドック等利用助成事業の利用について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人間ドック等の2日日程の中止や一部の検査を中止する人間ドック等契約健診機関があります。

今般の状況をご賢察いただき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、人間ドック等を利用する際には、自宅で検温をしていただき、発熱や風邪症状等の体調不良を感じる場合には事前に健診機関に連絡しご相談いただくとともに、健診機関によっては特定の地域に滞在歴がある場合は一定期間受診できない場合などもありますので、受診する健診機関のホームページ等をあらかじめご確認ください。

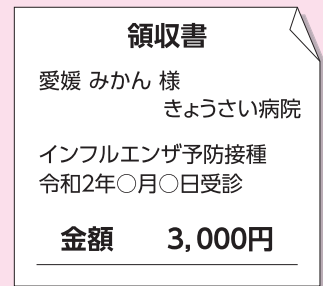
また、人間ドック等の利用日の変更を希望される方は、健診機関に直接ご相談いただき、変更した場合には本組合に連絡をお願いします。

ただし、やむを得ない理由がない限り、利用日直前の変更はご遠慮くださるようお願いいたします。

インフルエンザ予防接種補助について、対象者は組合員及び被扶養者で、補助金額は1,500円です。(1人1事業年度1回)

公費負担の適用を受けることができる場合は、補助の対象となりません。ただし、公費負担額が補助金額を下回る場合は、その差額を支給します。

「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書(レシート形式、コピーは不可。)を添付して所属所の共済組合事務担当課(係)を経由して共済組合へご請求ください。



※領収書は、「予防接種名」「被接種者名」「接種日」「金額」「医療機関名」が明記されたものを添付してください!!

この記事についての問い合わせ先 **共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318**

生活習慣病予防に！

ながらゆるトレ

ここがすごい！

「ながらゆるトレ」の健康効果

ながらゆるトレとは、家事や仕事など、何かをしながら手軽にできる軽い筋トレです。一度に多くの筋肉を刺激するため、効率よく筋肉を鍛えることができます。筋肉が鍛えられると脂肪が燃えやすい体になるだけでなく、肥満や高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防、改善につながります。

デスクワークをしながら



太ももを上げると机に当たる場合は、机ごと持ち上げるようなイメージで行います。姿勢を保ち、歩いたり、走ったりする際に欠かせない大きな筋肉「腸腰筋」を鍛えます。

ここに効く！

刺激する筋肉に意識を向けるとより筋トレ効果がアップします。



腸腰筋

大腿骨、骨盤、背骨をつなぐ筋肉

1

椅子に座り、両手で座面をつかむ。



息を止めずに自然な呼吸で

2

脚をゆっくり持ち上げ10秒間静止。ゆっくりと下ろす。反対側の脚も同様に。

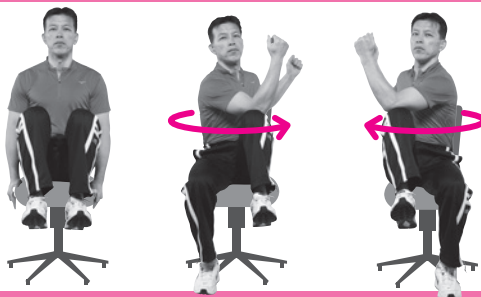


①～②を10～15回繰り返す。

膝を持ち上げるイメージで太ももを持ち上げるとよい。

レベルアップ

余裕がある人は、両脚を一度に上げたり、膝と反対側の肘を合わせるツイスト運動を加えたりすると、腹部の筋肉も鍛えられます。



クローズアップ



監修

山梨大学大学院教授
小山勝弘 小やま かつひろ

1968年栃木県生まれ。筑波大学大学院修士課程体育学研究科修了、兵庫医科大学大学院医学研究科修了。医学博士。専門は運動生理・生化学、健康科学、スポーツ医学。講道館柔道六段。日本オリンピック委員会強化スタッフ。著書に『ゆるスクワットの教科書』（主婦の友社）など多数。

撮影=泉 健太 イラスト=ナカムラヒロユキ

●育児休業等終了時改定

(1)対象者

育児休業等を終了した日に引き続き3歳に満たない子を養育する組合員(男女問いません。)

(2)手続方法

所属所の共済組合事務担当課を経由して「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へご提出ください。なお、当該申出書は共済組合ホームページからもダウンロードできます。

(3)改定内容

育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間(報酬の支払基礎日数が17日未満の月は除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額(1月当たりの報酬)を基に標準報酬を改定します。改定後の標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から適用されます。

●産前産後休業終了時改定

(1)対象者

産前産後休業(産前42日(多胎の場合は98日)、産後56日)を終了した日に、その産前産後休業に係る子を養育する組合員。

(2)手続方法

所属所の共済組合事務担当課を経由して「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を共済組合へご提出ください。なお、当該申出書は共済組合ホームページからもダウンロードできます。

(3)改定内容

算定基礎期間、平均額の算出方法などは、育児休業等終了時改定と同様。

随時改定との違い

	育児休業等・産前産後休業終了時改定	随時改定
算定基礎期間	休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間 (固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月 以後の3か月間
支払基礎日数	17日未満の月は 除いて改定 する	17日未満の月がある場合は 改定しない
改定に必要な等級差	1等級	2等級
改定のきっかけ	組合員からの申出	組合員の意思に関係なく、 所属所が届出

※標準報酬の月額、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意ください。

※育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定は、報酬が低下した条件を育児に限定していないため、非固定的給与が減少した場合も対象となります。

※産前産後休業後に続けて育児休業等を取得する場合は、産前産後休業と育児休業等を1つの休業とみなして育児休業等の終了時に改定を行います。また、育児休業等に続けて産前産後休業を取得する場合は、育児休業等終了時改定を行いません。

用語説明

- 育児休業等**…育児休業等とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号の規定による育児休業若しくは同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第24条第1項(第2号の部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業のことをいいます。
- 支払基礎日数**…報酬を計算する基礎となった日数で、暦日数から各地方公共団体の条例等により勤務を要しない日(土日等)を除いた日数となります(祝日や年末年始は含まれます。)
- 固定的給与**…給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等
- 非固定的給与**…時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等

この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

標準報酬月額とは？

第4回
育児休業等終了時改定・
産前産後休業終了時改定

年に数回、皆さまのお手元に届く標準報酬決定通知書。その「標準報酬月額」について連載形式で解説していきます。



ハジメ

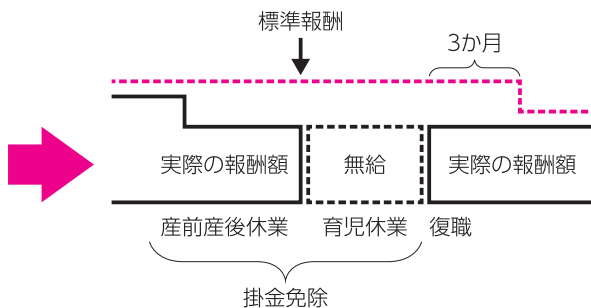
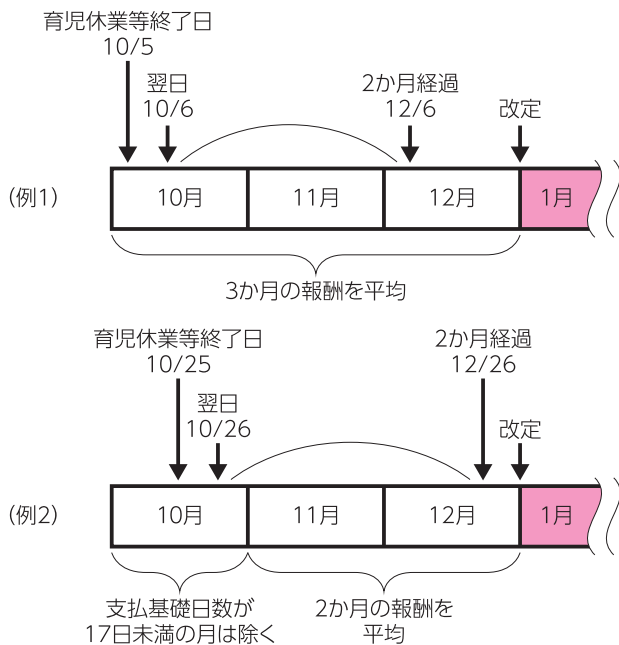
組合員のハジメです。
子どもが生まれたので、育児休業を取得していました。復職後は育児短時間勤務となったので、毎月の報酬が標準報酬月額よりも減少しているのですが、**標準報酬月額の改定**は行われませんか？

育児休業等又は産前産後休業から復職後、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等により勤務時間が短縮され、報酬が低下した場合は、**組合員からの申出により実際の報酬に対応する標準報酬に改定**されます。対象者や改定内容については、次のとおりです。



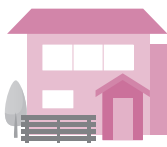
媛共先生

【改定イメージ】



(例1) 10月5日に育児休業等を終了した場合
10月は支払基礎日数が17日以上あることから、10・11・12月の3か月間の報酬月額の平均額によって、1月からの標準報酬の月額を決定します。

(例2) 10月25日に育児休業等を終了した場合
10月は支払基礎日数が17日未満であることから、11・12月の2か月間の報酬月額の平均額によって、1月からの標準報酬の月額を決定します。



住所変更の届出をお忘れなく!



本組合では組合員や被扶養者の皆さまへの**重要なお知らせ**を組合員のご自宅に直接送付することがありますので、転居された場合は郵便局にて**転送手続を済ませ**、所属所の共済組合事務担当課を経由して速やかに「住所変更申告書」をご提出ください。

また、変更後の住所を、証の裏面「住所」欄の2行目以降に記入してください。(余白がない場合は再交付を行いますので、所属所の共済組合事務担当課を経由して「組合員証等再交付申請書」をご提出ください。)



【自宅へ直送する郵便物】

- ねんきん定期便(毎年誕生日)
- 退職等年金給付残高通知書(毎年5月頃)
- 特定健康診査受診券(毎年6月頃)
- 特定保健指導利用券(随時)

令和3年3月から
利用開始予定!!

オンライン資格確認が始まります

令和3年3月から、医療機関等を受診する際に、マイナンバーカード又は組合員証等を提示することにより、医療機関等が医療保険の資格をオンラインで即時に確認(オンライン資格確認*)できるようになるため、組合員証等のレイアウトを一部変更します。現在の組合員証等には、組合員及び被扶養者で共通の記号・番号が付番されていますが、この記号・番号に個人を識別するための2桁の番号(枝番)が追加されます。

なお、**現在交付している組合員証等(枝番印字のないもの)**については、**オンライン資格確認開始後も今までどおり使用できます**ので、組合員証等の再交付は予定していません。また、令和3年4月からの資格取得者、再交付申請者等については、枝番を印字した組合員証等を交付する予定としています。

※オンライン資格確認…医療機関等において、社会保険診療報酬支払基金等が運営するオンライン資格確認等システムを使用して組合員又は被扶養者であることを確認すること。

●マイナンバーカードを健康保険証(組合員証等)として利用するために

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込方法や健康保険証利用に関する詳細につきましては、下記QRコード等から特設ページをご確認いただくか、若しくは下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。また、本組合ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

※申込方法等に関して共済組合にお問い合わせいただきましても、ご回答することはできません。

申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~18時30分

■物資指定店(追加・変更・取消)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
変更	R2.10.12	(有)カートピア大洲	新:大洲市新谷乙503-1 旧:大洲市八多喜町219-1	新:(0893)57-6181 旧:(0893)26-0331	自動車
取消	R2.10.31	(株)リンクス	松山市平井町1440	(089)960-1919	自動車(車検含む)
追加	R2.10.28	大西商会	上浮穴郡久万高原町上黒岩3448	(0892)57-0838	自動車(車検含む)



入学貸付・修学貸付を ご利用ください!!



貸付種類	入学貸付	修学貸付
申込期間	申込受付中です	2月下旬から受付します
貸付事由	授業料・教科書代・家賃・通学定期代・入学金等、入学・修学時に要する諸費用	
限度額	●給料月額6か月分以内 (申込みは、200万円を限度とします。)	●修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内 (申込みは、1学年につき年額180万円を限度とします。)
償還方法	●貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還(最高120回) ●申立書を提出することで修業年限を限度として元金を据え置くことができます。 (元金据置期間中は利息分のみ支払い)	●修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還(最高150回) ●修業年限までは元金据置き (元金据置期間中は利息分のみ支払い)
添付書類	●合格通知書の写又は入学許可書の写	●在学証明書(入学前の場合は、合格通知書の写又は入学許可書の写を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。)
	●入学金、授業料、教科書代、家賃等が確認できる書類	
貸付利率	●年率 1.26% (※貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。)	

※入学金や授業料だけでなく、教科書代や家賃などに、1万円単位でご利用いただけます。また、被扶養者でないお子さんも対象です。(続柄の確認のため、申込時に戸籍抄本が必要です。)

※毎月の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が年収の30%を超える場合や、支払済みのものについては貸付を受けられません。

ご利用金額例

利用額	償還区分	毎月のみの場合	ボーナス併用の場合
入学貸付200万円の場合	毎月償還分	17,747円	14,605円
	ボーナス償還分	—	43,815円
修学貸付180万円の場合	毎月償還分	16,762円	13,978円
	ボーナス償還分	—	41,934円

※据置き期間中は、毎月利息のみのお支払いとなります。

～〈お申込み〉は所属所の共済組合事務担当課(係)まで～



えひめ共済会館の 新型コロナウイルス対策

WITHコロナの時代
安全で安心な空間をご提供します。

1 職員の健康管理を徹底

- マスクの着用及び出勤前の検温を徹底しています。
- 定期的な手洗い・消毒を励行しています。

2 清掃・消毒を強化

- 手指消毒用アルコールを各フロアに設置しています。
- 館内の消毒・除菌・換気を定期的を実施しています。
- 各会議室及び宿泊室に空気清浄機を設置しています。
- ドアノブやマイクなど不特定多数の方が直接接触する物は消毒を強化しています。

3 会議又は会食で会議室をご利用時の対応

- ご利用人数に合わせたゆとりあるレイアウトをご提案します。
- 飛沫感染防止のためのアクリル板を無料で貸し出します。
- 非接触型体温計を無料で貸し出します(数に限りあり)。
- 会食時、ウェイターは、フェイスガード及び手袋を着用します。

4 レストランをご利用時の対応

- お席に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しています。
- 夕食の混雑時には、会場を別にご用意し、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- ビュッフェ形式の朝食には、マイトングをご用意します。

5 宿泊時における対応

- フロントに飛沫感染防止シートを設置しています。
- 宿泊者全員に対しチェックイン時の検温を実施します。
- 共同浴場の同時利用人数を制限しています。
- ロビーの換気に努めます。



各階エレベーター前に手指消毒用アルコール設置



会議室にアクリル板設置(無料貸出)



レストランお席にアクリル板設置



フロントに飛沫感染防止シート設置



チェックイン時に検温を実施



ベストマッチ食材で
ヘルシー
クッキング

料理製作・監修 松村真由子 まつむらまゆこ
管理栄養士・料理研究家。書籍や雑誌の連載、
講演活動などで幅広く活躍している。
●撮影/泉健太 ●スタイリング/青野康子

かきと根菜の ねぎみそ焼き

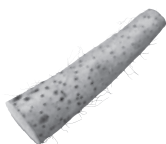
長いもやれんこんなどの根菜は、体を温める食材です。さらに、長ねぎに含まれるアリシンが血行を促進。手足など末端の冷えの予防・改善も期待できます。



冬

長いも

長ねぎ



エネルギー 122 kcal 塩分 2.7g 1人分

体の隅々まで温かく！

✿材料(4人分)

かき……150g
昆布……10cm
酒……大さじ1

長いも、れんこん……各4cm
しいたけ……2個
長ねぎ……10cm

しょうが……½かけ

A [みそ…大さじ1½
砂糖…小さじ1

✿作り方

- ①かきはよく洗い、酒を振る。昆布は水にサッと通し、半分に切る。
- ②長いも、れんこんは皮をむき、厚さ1cmの輪切りにする。れんこんは水にさらして水気を切る。しいたけは軸を切り取り、飾り切りにする。

③長ねぎは小口切り、しょうがはすりおろしてボウルに入れ、Aを加えて混ぜる。

④クッキングシートの中央に昆布を敷き、かきと②を乗せて③をかける。クッキングシートで全体を包み、両端を二重に折り込んで閉じる。180℃に温めたオーブンに入れ、17～18分焼く。

新年明けましておめでとうございます 本年もよろしくお願いたします。



写真は和会席コース



～お品書き～

- 前 菜 三種盛
(鬼北産キジタキ・生ハム・牡蠣みぞれ和え)
- 造 り 五種盛
(鯛・間八・鮪・烏賊・ボタンエビ)
- 焼 物 鯛の照り焼き
- 蒸し物 地魚の白子ボン酢
- 鍋 物 伊予牛のすき焼き
- 酢の物 蟹と寒鰯の土佐酢和え
- 揚 物 小フグの唐揚げ・アジフライ
- 御 飯 にぎり寿司盛り合わせ
(海老・鮪・鯛・細巻)
- デザート 手作リデザート

※赤文字は県産食材を使用しています。

新年会おすすめ料理(税込)(令和3年1月31日まで)

和会席コース

4,500円→**3,500円**

和洋コース

3,500円→**2,500円**

松華堂コース

2,500円→**1,500円**

掲載のコース料理に限り、通常料金からお一人様につき、1,000円割引いたします。(掲載の金額は割引後の金額です。)

飲み放題(2時間) お一人様**1,500円**(税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・果実酒・
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和2年11月末現在)

- ◎所属所数.....42
- ◎組合員数.....15,823人
 - 男.....9,529人
 - 女.....6,294人
- ◎平均標準報酬月額(短期).....361,230円
- ◎被扶養者数.....15,533人
(含任継.....内115人)
- ◎任意継続組合員.....168人
- ◎年金受給者数.....18,370人



尾首の池は、標高400mに位置する尾首地区にあります。尾首の池は昔から農業用の灌水施設として重要な役割を果たしてきました。春には花見(立石春まつり)、秋には親月会月を愛でる会などこの池の美しい農村景観を生かすイベントが開催されています。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため惜しくも開催を見送られてしまいました。春には池を囲む桜など四季を通して風情ある風景がみられます。ぜひ一度お越しください。

おひま
尾首の池

(内子町)

表紙によせて